人生たのしんたく

じゅうろく人生100年応援信託（パスポート）

人生100年時代にエールを！

大切な資産をしっかりまもり、便利につかいながらスムーズにつなぐ。
日々の暮らしの充実や不安の解消に向け、さまざまなサービスを活用できる。
人生100年時代を安心して過ごすための、頼れる信託商品です。

商品についてのお問い合わせ

詳しくは、お近くの十六銀行の店舗にお問い合わせいただくか、ホームページにてご確認ください。

2023年7月1日現在
P3010-01

人生たのしんたく

じゅうろく人生100年応援信託（パスポート）

〈代理店〉 16FG 人と、地域と、未来をむすぶ 十六銀行

〈所属信託会社〉 三井住友信託銀行

人生100年時代、お客さまが歩む人生の旅路に「安心」というパスポートを。

人生100年を歩む上で、大切なご資金の保全・管理にご不安はありませんか?
十六銀行は、お客さまの人生100年に寄り添い、〈人生たのしんたく〉を通じて、大切　なご資金の保全・管理をサポートいたします。

じゅうろく人生100年応援信託〈人生たのしんたく〉の仕組み

〈人生たのしんたく〉は将来の認知症や健康の不安に
そなえることができる信託商品です。ワンパッケージの4つの信託機能と
多様なサービスを通じ、さまざまな場面でお客さまに「安心」をご提供します。

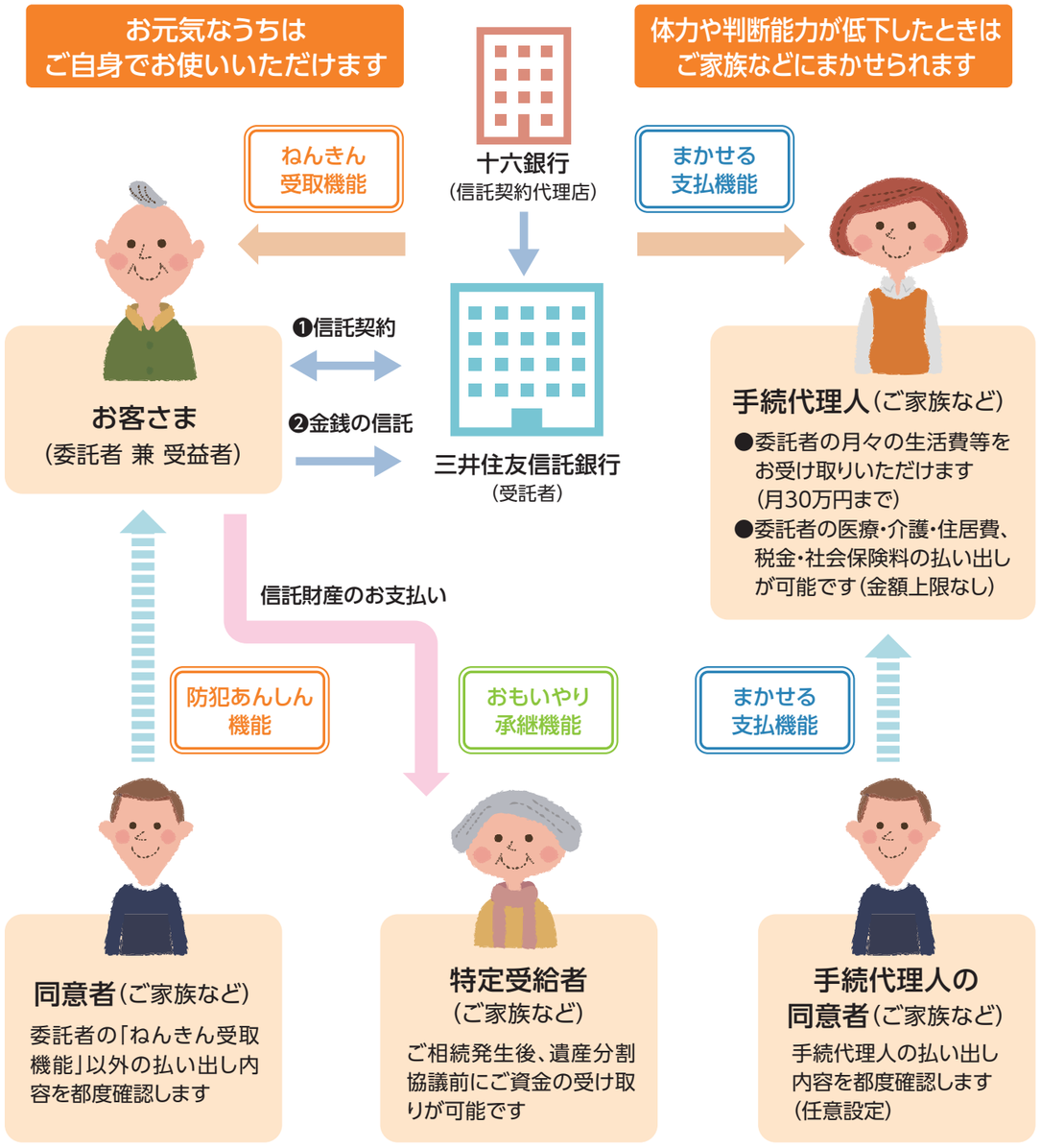

じゅうろく人生100年応援信託〈人生たのしんたく〉の特長

ワンパッケージ	ご資金を、「つかう」、「まもる」、「つなぐ」機能があります
サービス	信託期間中、生活を支える多様なサービスを**優待価格など**でご利用いただけます
コンサルティング	お客さま**一人ひとりに合わせた**本信託の機能の活用方法をご提案します

ワンパッケージの「4つの信託機能」

- ねんきん受取機能
- 防犯あんしん機能
- まかせる支払機能
- おもいやり承継機能

〈人生たのしんたく〉はこんな方におすすめ!

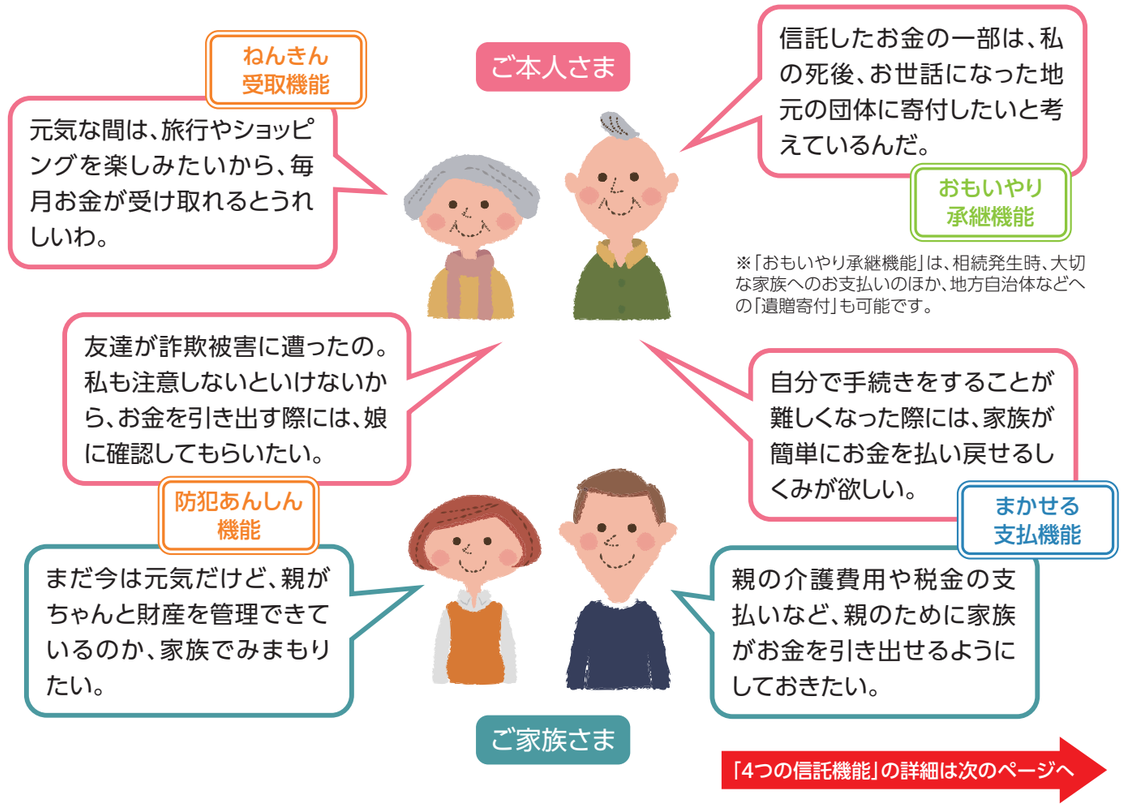

「4つの信託機能」の詳細は次のページへ

人生100年、お客さまの生活に、いつ大きな変化が訪れるのかはわかりません。
じゅうろく人生100年応援信託〈人生たのしんたく〉は、お客さまの健康・身体状況の変 化に応じて必要となる「4つの信託機能」をワンパッケージにしました。
お客さまのご希望に合わせた信託機能をご選択・ご利用いただくことで、一生涯にわた って「安心」をご提供します。

〈「4つの信託機能」利用イメージ〉

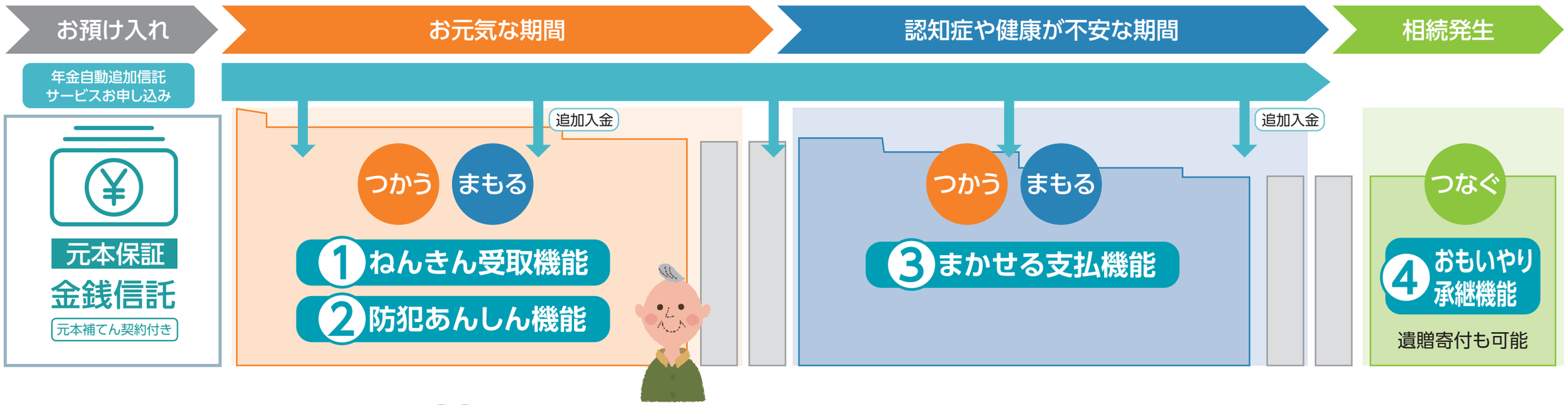

ワンパッケージのえらべる4つの機能

お客さま毎の自由な組み合わせ

① ねんきん受取機能 金額指定　口座指定	日々の生活費を月1回、定期的にお受け取りいただけます。 充実した暮らしのための支出や生前贈与などに 幅広く活用できます。	つかう
② 防犯あんしん機能 同意者指定	年間14,000件※にのぼる特殊詐欺被害などにそなえて、 **お支払いの際の同意者**をあらかじめ指定できます。	まもる
③ まかせる支払機能 （年金型＋目的内随時型） 金額指定　口座指定 手続代理人指定　同意者指定 4親等内の親族、弁護士、司法書士、税理士を2名までご指定いただけます。	健康や認知症の不安にそなえて、 **支払い手続きの代理人**をあらかじめ指定できます。 ●毎月の生活費等の受け取り（毎月30万円まで）ができます。年1回増額（30万円まで）が可能です。 ●上記以外に**医療費、介護費、住居費、税金・社会保険料**のお支払いができます。	つかう　まもる
④ おもいやり承継機能 金額指定　承継先指定	ご相続発生後、遺産分割協議前に、 **あらかじめご指定いただいた相続人の方等**に 500万円までのご資金をスムーズにお支払いします。(注) (注)特定受給者によっては、別途上限を定めております。	つなぐ

※（出所）警察庁WEBサイト「特殊詐欺の認知状況」より。2021年は14,498件、総額約282.0億円の被害が発生しています。

判断能力低下後も年金資金をもっと「まもり」「つかえる」お金にするために
年金自動追加信託サービス

●〈人生たのしんたく〉に2カ月に一度、定期的に追加入金を行うことのできるサービスです。
●本サービスによる追加入金は、**追加信託時報酬がかかりません**。

〈本サービスのご利用イメージ〉

病気等による入院時や判断能力の低下後は、自分で年金の出金ができなくなるわ。

年金自動追加信託サービス
公的年金を〈人生たのしんたく〉へ定期的に入金

＋

まかせる支払機能
手続代理人さまによるお支払い手続き

母の年金で入院費用の支払いを行いたいのに、すぐに手続きできない…

ご家族等の手続代理人さまが、公的年金を入院費用等のお支払いにご利用いただけます！

活用法① 詐欺にそなえながら生活費口座としても使いたい　まもる　つかう

- 最近怪しい電話がかかってくる
- 資金をしっかりまもりたいが、毎月の生活費は便利に使いたい

〈人生たのしんたく〉の
「防犯あんしん機能」と**「ねんきん受取機能」**を活用

予め定めた同意者の同意がなければ出金できません

生活費は毎月の受け取りも可能です

ご参考　大切なご資産や年金収入は、さまざまなリスクと隣り合わせです

毎年数兆円規模の多額の年金が、特殊詐欺や横領等の被害や資産凍結等、さまざまなリスクに晒されていることが推測されます。ご自身のそなえが十分かどうか、確認してみましょう。

詐欺被害のリスクへのそなえ

●日本では年間14,000件にのぼる詐欺被害が発生していることをご存じでしょうか。詐欺の手法は年々高度化しています。

●万が一詐欺に遭ってしまっても、**「防犯あんしん機能」**を利用することで、瀬戸際で被害を防止できる可能性が高まります。

資産凍結のリスクへのそなえ

●体力や判断能力低下時等、お客さまがご自身でご資金の管理が難しくなった場合にそなえて、ご資金の管理方法を検討しておきましょう。〈人生たのしんたく〉の**「まかせる支払機能」**でそなえることも一つの方法です。

●**「まかせる支払機能」**では、手続代理人さまが医療費・介護費等のまとまった資金の払い出しを行っていただく際に、三井住友信託銀行が資金使途を確認いたします。

〈人生たのしんたく〉は**「信託」のお財布**として、上記のリスクに対応できる商品です

活用法② 認知症や健康の不安にそなえたい　まもる　つかう

■年齢別認知症有病率

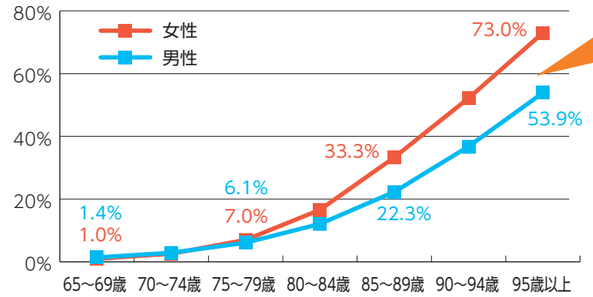

80歳を超えると、認知症になる人の割合が急上昇

認知症有病率は85-89歳の女性で33%
95歳以上は73%と言われています。

(出典) 地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター
平成24年度老人保健事業推進費等補助金
老人保健健康増進等推進事業
「認知症の総合アセスメント」

認知症などで判断力が低下すると、困ることが増えてきます。

判断力の低下で困ること

生活で困ること
●預貯金の引き出し・振り込み
●特殊詐欺、悪徳商法被害

住まいで困ること
●住まいの契約、更新手続きや住み替え
●老人ホームの入居手続き

医療・介護で困ること
●入院の契約、病院への支払い
●介護保険手続き、介護サービスの契約等

ご本人さま

◆日頃の生活費の支払いを家族に任せたい
◆外出が難しい
◆認知症などの判断力低下時に、家族に迷惑をかけないようにしておきたい

ご家族

◆多額の費用を円滑に支払えるか心配
◆きちんとお金を管理していることを、他の親族に説明できるようにしておきたい
◆以前銀行に、「預金の引き出しは本人しかできません」と言われて困った

〈人生たのしんたく〉の
「まかせる支払機能」(目的内随時型)を活用

「手続代理人」は以下の使途の払い出しが可能です
- 医療費
- 介護費
- 住居費
- 税金・社会保険料

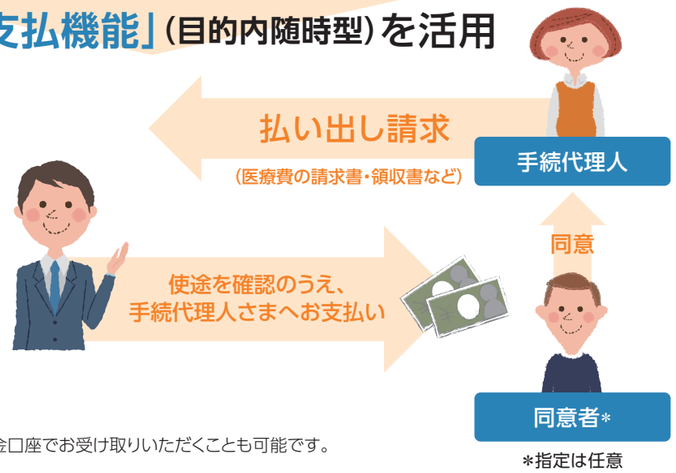

※目的内随時型の場合、十六銀行以外の普通預金口座でお受け取りいただくことも可能です。
(送金手数料が必要となる場合があります。)

活用法③ 万が一の場合に家族にやさしくありたい

つなぐ

- 葬儀代を手当てしておきたい
- 面倒な相続手続きの負担を軽減したい
- 相続争いを防止したい

〈人生たのしんたく〉の「おもいやり承継機能」と遺言信託を活用

〈人生たのしんたく〉お預かりご資金

ご資産全体

不動産や他の金融資産など

万が一の際も500万円まではすぐに出金可能

一番辛いときにすぐに引き出せて助かります

遺言書

ご資産全体は遺言で相続対策

遺言信託の基本手数料割引

〈人生たのしんたく〉のご契約者さま・ご家族さまに、三井住友信託銀行の遺言信託（執行コース）をお申し込みいただいた場合、基本手数料を割引いたします（※1）。

		遺言信託（執行コース）※2
手数料	基本手数料（※3）	（通常）330,000 円 → 275,000 円（※4）
	保管料	年間 6,600 円
	執行報酬	最低報酬額 1,100,000 円（財産額に応じて加算）
	変更手数料	55,000 円
遺言の内容	対象財産	原則制限なし
	その他	・コンサルティングに基づき個別にご相談 ・遺言執行者は三井住友信託銀行を指定

※1 ご家族さまの対象範囲については、窓口までお問い合わせください。基本手数料の割引にあたっては、お申込者ご本人からのお申し出が必要となります。 ※2 お支払いプランの一例です。他のお支払いプランもあります。 ※3 別途、公正証書作成費用、戸籍謄本等の取り寄せに関する費用が必要となります。 ※4 他のサービスとの併用はできません。
2023年7月1日現在・金額はすべて消費税等込

〈人生たのしんたく〉には、その他多様なサービスをご用意しています。詳しくは、別紙をご参照ください。

〈人生たのしんたく〉Q&A

Q 契約者は、いつでも信託財産を払い出すことができますか?

A 手続代理人の就任前（手続代理人さまが銀行に業務開始届を提出される前）は払出金額や使い道に制限はなく、契約者さまが自由に払い出しをすることが可能です。
手続代理人の就任後は、手続代理人さまが払出手続きを行うことになります。

Q 「まかせる支払機能」の手続代理人は、自由に払い出しすることができますか。

A 手続代理人さまによる払い出しは、ご契約者さまの「医療」「介護」「住居」「税金」「社会保険料」に使うお金を払い出す場合に限られます。払い出しにあたっては、お支払いを証する領収書、または請求書等の使途を確認する書類を提出していただく必要があります。

Q 手続代理人が、請求書や領収書がない支払に係る払い出しをしたい場合はどうなりますか?

A 「まかせる支払機能」による年金型のお支払い（月1回、30万円以内、「年金自動追加信託サービス」をご利用の場合は40万円以内）をご活用ください。年金型によるお受け取りについては、領収書等の提出は不要です。
手続代理人の就任前に限り、年金型のお受取金額を契約者さまがご指定いただけます。

Q 手続代理人が受け取るお金は、どこに振り込まれますか?

A 「まかせる支払機能」による年金型のお支払いは、契約者さま、または手続代理人さま名義の十六銀行普通預金口座に入金させていただきます。「まかせる支払機能」による目的内随時型のお支払いは、他行普通預金口座でお受け取りいただくことも可能です。（送金手数料が必要となる場合があります。）

Q 同意者による同意は、どのように行うのでしょうか?

A 契約者さま（または手続代理人さま）にご記入いただいた所定の払戻請求書に、同意者さまにご署名・ご捺印いただくことにより、払い出しの同意を行います。

【その他ご注意いただきたい事項】
○通帳式のみのお取り扱いとなります。
○やむを得ない事情により、ご解約の申し出があった場合は、中途解約に応じることがあります。中途解約にはお手数料はかかりません。
○信託財産の特定受給者さまは、国内居住の方をご指定ください。お申込み時点で未成年の方を指定することはできません。
○お一人さま、1契約となります。
○信託財産の特定受給者さまに直系卑属またはその配偶者、提携先法人等を指定する場合は、直系卑属またはその配偶者、提携先法人等を信託財産の特定受給者さまとする各契約の入金金額合計が200万円以下とします。また、ご選択可能な提携先法人等は、1先になります。
○お申込みにあたっては、ご相続人の方の遺留分を考慮いただき、金額を決定ください。
○お申込み後の本信託に係る各種ご変更は、十六銀行へご連絡ください。

おもいやり承継機能によるお支払い

ご相続発生時、信託財産の特定受給者さまが十六銀行にご来店の上、お手続きをお願いいたします。
下記の書類等をお持ちいただくことで、ご指定の金額※を遺産分割協議前でも迅速にお受け取りいただけます。
※相続が発生した際に指定した金額に満たない場合は本信託でお預かりする金額となります。

お支払いに必要な書類等
①委託者さまのご逝去が確認できる書類（死亡診断書（写し）または除籍謄本（原本）等）
②委託者さまの金銭信託通帳
③信託財産の特定受給者さまの本人確認書類※
※運転免許証など<改姓名等されている場合は、その旨も確認せていただきます。>
④信託財産の特定受給者さまのご印鑑
⑤信託財産の特定受給者さまの個人番号確認書類（個人番号カード、通知カード※等）
※2020年5月25日以降に通知カードの記載事項に変更が生じている場合はご利用いただけません。

法定相続人と遺留分について

〈法定相続人の範囲と順位〉

民法の規定により相続人となる人を法定相続人といいます。配偶者は常に相続人になります。
血族相続人（子・直系尊属（父母）・兄弟姉妹）は相続順位が定められており、先順位の者が優先して相続人になります。
血族相続人は子が第1順位、父母が第2順位、兄弟姉妹が第3順位になり、第1順位の子が存在する場合は第2順位、第3順位の者は相続人になりません。

〈遺留分制度〉

民法では、一定の相続人に対して最低限の相続割合を定めています。これを「遺留分」といいます。
財産の分け方が、この遺留分を侵害することになった（最低限の相続割合を下回った）場合、相続開始後、遺留分を侵害された相続人は、侵害した他の相続人に対し、その侵害された金額の範囲内で金銭債権として請求することができます。遺留分を主張することができる相続人は、配偶者、直系卑属、直系尊属に限られ、遺留分の割合も定められています。兄弟姉妹には遺留分はありません。

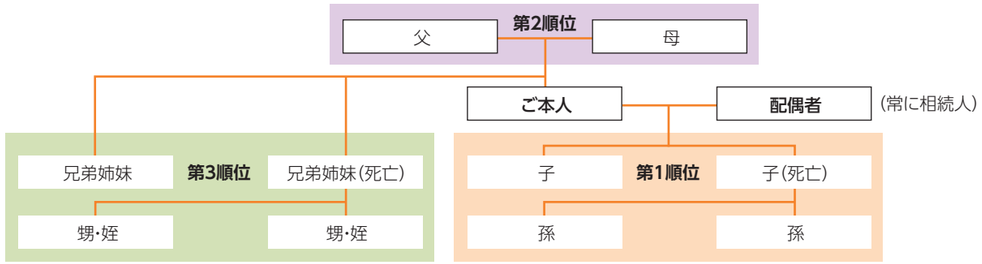

法定相続割合と遺留分割合について　法定相続割合（下段は遺留分）

相続人＼相続人の組合せ	配偶者のみ	子のみ	父母等（直系尊属）のみ	兄弟姉妹のみ	配偶者と子	配偶者と父母等（直系尊属）	配偶者と兄弟姉妹
配偶者	全部（遺留分1/2）				1/2（遺留分1/4）	2/3（遺留分1/3）	3/4（遺留分1/2）
子		全部（遺留分1/2）			1/2（遺留分1/4）		
父母等（直系尊属）			全部（遺留分1/3）			1/3（遺留分1/6）	
兄弟姉妹				全部（遺留分なし）			1/4（遺留分なし）

※相続人になるはずだった子や兄弟姉妹が被相続人よりも先に死亡している場合は、その子が死亡した人に代わって相続権を引き継ぎます。子の場合は孫、孫も死亡している場合はひ孫と再代襲相続が認められますが、兄弟姉妹の場合は、その子（被相続人にとって甥・姪）に限り代襲相続が認められます。
※子、直系尊属、兄弟姉妹について同順位の相続人が複数いる場合は、相続分を均等に人数で割ります。

商品概要

1. 商品名	特約付指定金銭信託〈財産管理R型〉
2. ご利用いただける方	個人のお客さまのみご利用いただけます。
3. お申込金額・追加信託	①お申込金額は500万円以上（1円単位）です。 ②追加信託の金額は1回100万円以上（1円単位）です。 ③「年金自動追加信託サービス※」を利用した追加信託は、1回あたり1万円以上50万円以下（1万円単位）です。 ※【年金自動追加信託サービス】 ・本サービスは2カ月に一度、定期的に本信託へ追加入金するサービスです。 ・本サービスによる追加入金は、追加信託時報酬はかかりません。
4. 信託期間（終了事由）	お客さま（委託者兼受益者）がお亡くなりになったとき、その他特約に定める事由が発生した場合に、この信託は終了します。
5. 支払方法	◆お客さまのご請求によるお支払い（一時払い） ◆任意後見人によるお支払い お客さまが本信託とは別に任意後見制度を利用される場合、任意後見監督人の選任を受けた任意後見人は、お客さまご本人に代わってのお支払い手続や、ねんきん受取機能、防犯あんしん機能を利用いただけます。 ◆お客さまのご選択とご指定により、信託財産から以下（1）～（4）の方法でお支払いします。
（1）ねんきん受取機能によるお支払い	毎月15日に、ご指定の金額をお客さまの十六銀行普通預金口座へお支払いします（15日が銀行休業日の場合は前営業日）。 ・1万円以上1万円単位でご指定いただきます。上限金額はありません。 ・1回あたりの交付金額は、お客さまのお申し出により変更することが可能です。
（2）防犯あんしん機能によるお支払い	お客さまのご請求について、同意者さまからの同意を条件に、お支払いします。 【同意者さまのご指定】 十六銀行とお取引のあるお客さまの4親等内の親族または任意後見監督人の中からお一人をご指定願います。
（3）まかせる支払機能によるお支払い	お客さまがあらかじめご指定された手続代理人さまに、以下の内容および条件でお支払いします。 ・手続代理人さまから「手続代理人業務開始届」が提出され、三井住友信託銀行がそれを受理して以降、本機能をご利用いただくことができます。 ・「目的内随時型」のご利用の際に、手続代理人の同意者さまを定めていただくことも可能です。手続代理人の同意者さまを定めた場合、手続代理人さまからのご請求の都度、同意者さまからの同意が必要となります。 ●年金型 ・毎月15日、ご指定の金額を、お客さまま たは手続代理人さまの十六銀行普通預金口座へお支払いします。また、毎年1回、4月15日の追加支払を指定できます（15日が銀行休業日の場合は前営業日）。 ・1万円以上1万円単位でご指定いただきます。ご指定の金額は、毎月、毎年1回それぞれ30万円を上限とします。ただし、「年金自動追加信託サービス」をお申し込みいただいた場合、40万円を上限とします。 ・お支払いは、手続代理人ご就任の翌月に開始します。 ●目的内随時型 手続代理人さまのご請求に従い、お支払いします（ただし、お客さまの医療・介護・住居に関する費用、および税金・社会保険料に関する支払いに限ります）。 【手続代理人さまのご指定】 十六銀行とお取引のあるお客さまの4親等内の親族、弁護士、司法書士、税理士等の中から2名までご指定いただけます。 【手続代理人の同意者さまのご指定（任意）】 十六銀行とお取引のあるお客さまの4親等内の親族からご指定願います。
（4）おもいやり承継機能によるお支払い	お客さまに相続が発生した際に、あらかじめご指定いただいたお客さまのご家族等（特定受給者さま）のご請求により、予めお客さまが100万円以上500万円以内で指定した金額をお支払いします。 【特定受給者さま】お客さまご自身の法定相続人、直系卑属またはその配偶者、提携先法人等からお一人さまま たは一法人をご指定いただきます。（国内居住者に限ります。未成年の方はご指定いただけません。）
6. 信託報酬	信託設定時および信託期間中の信託報酬は以下のとおりです。
（1）設定時報酬（追加信託時報酬）	設定する信託金額に対して2.20%（税込）※信託金額×2.00%（1円未満切り捨て）+消費税等で計算します。 ・上限金額：1,100,000円（税込） ・設定時報酬および追加信託時報酬は、信託設定時および追加信託時に信託財産からお支払いいただきます。 ・「年金自動追加信託サービス」を利用した追加入金の場合、追加信託時報酬はかかりません。
（2）管理報酬	下記いずれかの「管理報酬支払いプラン」をお客さまにご選択いただきます。 ●ベーシックプラン 以下に定める月のいずれか早い月から、月額5,500円（税込） ・3月末時点において、お客さまの年齢が80歳に達する年の4月（但し、信託契約日にお客さまが80歳に達している場合には、信託契約日の属する月の翌月）。 ・まかせる支払機能の「手続代理人業務開始届」が提出された日の属する月の翌月 ●そなえるプラン まかせる支払機能の「手続代理人業務開始届」が提出された日の属する月の翌月から、月額8,800円（税込） ・管理報酬は毎年4月20日（20日が銀行休業日のときは翌営業日）に、4月から翌年3月までの年額を信託財産からお支払いいただきます。 ・信託設定時に80歳以上でベーシックプランをご選択いただく場合、設定月の翌月から翌3月までの管理報酬を信託財産からお支払いいただきます。
（3）運用報酬	毎年3・9月25日に運用収益から信託元本と予定配当率に基づき計算してお支払いする収益金総額等を差し引いた金額を収受します。これは、指定金銭信託約款に定める指定金銭信託（一般口）の信託報酬です。
7. その他	・元本補てん契約が付与されています。 ・本信託は、預金保険制度の対象です。